

令和7年度 三宅村立三宅小学校いじめ防止基本方針

学校は、子供にとって楽しいところ。決して、つらくて悲しいところであってはならない。

基本方針…上の言葉を合言葉に、「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という強い姿勢で臨む。

1 いじめに対する基本的な取り組み

- (1) いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識をもつ。
- (2) 人権侵害であるいじめを絶対に許さない学校をつくる。いじめの被害児童を徹底して守り通す。
- (3) いじめの加害児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- (4) いじめを見て見ないふりをする児童に対しては、いじめの助長につながることに気付かせる。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係諸機関との連携協力を努める。

2 未然防止に向けて

- (1) 児童の自己実現が図られるよう、日々の授業や学級経営の充実を図る。
- (2) 道徳、特別活動を通して、支持的風土を醸成し他者に対する思いやりの心や規範意識についての指導をする。
- (3) 日頃から児童や保護者が抱く悩みの解消を図るため、スクールカウンセラーを積極的に活用する。
- (4) 教師自身が児童を傷付けたり、他の児童がいじめを助長したりすることがないように細心の注意を払う。
- (5) いじめ対策委員会を中心に、いじめに関する教員研修の充実を図り、いじめ防止に関する意識を高める。
- (6) P T Aや地域の関係団体等と共に、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめを起こさぬよう、地域ぐるみの対策を行う。

3 早期発見に向けて

- (1) いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域社会が全力で実態把握に努める。
- (2) 「学校生活アンケート」を毎学期実施するとともに、日頃から児童の声に耳を傾ける。
- (3) 2、4、5、6年生はスクールカウンセラーとの全員面接を行う。
- (4) いじめに関する情報について校内での報告・連絡・相談を円滑に行い、教育委員会に調査結果を知らせる。
- (5) 授業中に加え、休み時間や放課後の子供たちの行動を注意して見守る。（看護当番の巡回）
- (6) 保護者や地域住民との情報を共有し、児童の実態把握に努める。
- (7) 地域の行事に積極的に参加し、日常的に連携し、情報の共有に努める。

4 早期解消にむけて

- (1) いじめを把握したら、いじめ対策委員会を中心に丁寧な事実確認を行い、保護者への説明の上、納得と合意を得る。そして、いじめの被害児童や保護者の立場に立ち、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。
- (2) いじめの解消の判断は、いじめ対策委員会が児童の状況等を総合的に検討し、校長が行う。
- (3) いじめの解消条件①：トラブル解消と判断した日から、いじめ被害が止んでいる状態が3か月以上継続していること。

いじめの解消条件②：被害児童、保護者が心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。

- (4) いじめの加害児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪させる。
- (5) 被害児童、保護者に対する支援とともに加害児童への背景を認識した上で丁寧な対応を行う。
- (6) 法を犯す行為に対しては、早期に警察・児童相談所等に相談し協力を求める。
- (7) 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- (8) いじめが解消した後も、児童のケアを継続し、保護者との連絡も継続的に行う。
- (9) 学校サポートチーム（学校医、民生児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察等）の積極的な活用を図る。